（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者作業施設設置等助成金の額等を定める件の一部改正）

第三条　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者作業施設設置等助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改める。

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十八条の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者福祉施設設置等助成金の額等を定める件の一部改正）

第四条　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十八条の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者福祉施設設置等助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「対象障害者」を「支給対象障害者」に改め、同条第二項中「身体障害者又は知的障害者」を「対象障害者」に改める。

附　則

この告示の適用の際現に提出されている第二条による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（以下「旧告示」という。）様式第一号及び様式第一号の二による障害者採用計画通報書、旧告示様式第五号の三による法第四十一条の特例に係る国の機関の概要、旧告示様式第五号の五による法第四十二条の特例に係る地方公共団体の概要、旧告示様式第六号の六による親事業主及び子会社の概要、旧告示様式第六号の十による親事業主及び関係子会社の概要並びに旧告示様式第六号の十二による事業協同組合等及び特定事業主の概要は、それぞれ、この告示による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（以下「新告示」という。）様式第一号及び様式第一号の二による障害者採用計画通報書、新告示様式第五号の三による法第四十一条の特例に係る国の機関の概要、新告示様式第五号の五による法第四十二条の特例に係る地方公共団体の概要、新告示様式第六号の六による親事業主及び子会社の概要、新告示様式第六号の十による親事業主及び関係子会社の概要並びに新告示様式第六号の十二による事業協同組合等及び特定事業主の概要とみなす。

○厚生労働省告示第百六十二号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第二十条の二第二項の規定に基づき、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者介助等助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二条　助成金のうち施行規則第二十条の二第一項第二号に該当する事業主に支給する助成金の額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 一～三　（略） 四　施行規則第二十条の二第一項第二号ニに規定する手話通訳、要約筆記等を担当する者（以下「手話通訳担当者等」という。）に係る助成金　機構が別に定める基準に従って算定した手話通訳担当者等の委嘱に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が手話通訳担当者等一人の委嘱一回につき六千円を超えるときは、委嘱一回につき六千円）。ただし、一年につき二十八万八千円に当該助成金の支給の対象となる障害者の数に応じて機構が定める額を加えた額を限度とする。	**第二条**　助成金のうち施行規則第二十条の二第一項第二号に該当する事業主に支給する助成金の額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 一～三　（略） 四　施行規則第二十条の二第一項第二号ニに規定する手話通訳、要約筆記等を担当する者（以下単に「手話通訳担当者」という。）に係る助成金　機構が別に定める基準に従って算定した手話通訳担当者の委嘱に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が手話通訳担当者一人の委嘱一回につき六千円を超えるときは、委嘱一回につき六千円）。ただし、一年につき二十八万八千円に当該助成金の支給の対象となる障害者の数に応じて機構が定める額を加えた額を限度とする。
五～七　（略） 八　その雇用する障害者（施行規則第四条第一号に規定する身体障害者、同令第一条の二に規定する知的障害者又は同令第一条の四に規定する精神障害者に限る。）である労働者とその雇用する障害者でない労働者との均等な待遇の確保又はその雇用する障害者（施行規則第四条第一号に規定する身体障害者、同令第一条の二に規定する知的障害者又は同令第一条の四に規定する精神障害者に限る。）である労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっている事情の改善を図るための業務（以下この号において「合理的配慮業務」という。）を担当する者（以下この号及び次条第七号において「合理的配慮相談員」という。）に係る助成金　次に掲げる区分に応じてそれぞれに定める額 イ　合理的配慮相談員（合理的配慮業務に専ら従事する者に限る。）の新たな配置に係る助成金　一人につき月額八万円（ただし、一人につき六箇月かつ二人までの支給に限る。）	五～七　（略） （新設）